

## 第2章 明治期の登別

### ― 蝦夷地から北海道へ ―

#### 第1節 武士団の移住

##### 仙台藩士片倉家

明治維新は、新政府に敵対したことにより減封された藩の武士を中心に、多くの士族を路頭に迷わせることとなった。

発足後間もない新政府でも、これらの士族への授産が重要課題となっており、困窮した士族の選択した道の1つに、北海道への移住と開拓があった。明治前期における北海道開拓の中で、士族が重要な役割を担っており、現在の宮城県白石市から本市へ移住した仙台藩士、片倉家の主従もその一例である。

片倉家の出自については、後世に記されたいくつかの系譜でしか確認することができず、もともと米沢(現山形県)近辺に居住していた土豪で、伊達氏の出羽国長井郡侵攻の後にその家臣となった、というのが妥当とされている。戦国時代において、対外交渉の場では伊達氏を代表する地位にいたが、家中では、伊達氏の親族や伊達氏に服属した旧大名、そして譜代の重臣よりも下位に位置づけられていた。

慶長7(1602)年12月、伊達政宗は新たな所領となった刈田郡の要衝白石城を片倉景綱に与え、これ以降、白石城は幕末に至るまで片倉

家の居城となった(菅野・平成25年)。以来、伊達氏の「御一家」として1万3千石程(後に1万8千石に加増)が与えられ、11代邦憲に至るまでこの地を治めた。

##### 戊辰戦争と片倉家

文久3(1863)年、仙台藩主伊達慶邦が將軍家茂に随って、兵を伴い上洛するにあたり、片倉家当主宗景もこれに随った。当時の片倉家は財政が窮乏し、生活も容易ならない状況であり、上洛にあつた資金は、すべて町人からの御用金と農民からの徴税によって賄われた。

上洛後は一変して仙台藩は日和見の中立主義となり、激動する時局に対し、消極的姿勢となる。この要因は、藩内の政策がまとまらなかったことと、藩財政の窮乏がはなはだしかったためと言われる。

しかし、慶応3(1867)年10月には大政奉還、12月には王政復古の大号令が発せられることになり、翌4年の正月に鳥羽・伏見の戦いで端を発した戊辰戦争が始まると、幕府方は賊軍として討伐される立場に追い込まれた。

仙台藩は新政府から会津藩討伐を命ぜられたものの、藩論を決めかねていたが、片倉邦憲は会津進発の先陣を命ぜられ、仙台から白石城に入り、ここを本陣として定めた。

会津・仙台の藩境で小戦闘はあつたが、伊達慶邦に会津討伐の意思はなく、慶応4年閏4月、仙台藩は奥羽各藩と白石城において参会して対応を相談し、新政府に対して会津藩への寛大な処分を請うが認められなかった。再度、奥羽25藩の重臣が白石城に参集し列藩同盟を結び、仙台において正式な盟約書に調印した。その後、越後国の6藩が加わって「奥

羽越列藩同盟」となり、新政府軍との戦闘を繰り返すことになる。

白石城には、「軍議所」や「奥羽越公議府」が置かれ、奥羽の中枢地として軍事上の拠点となった。片倉家では当主邦憲が仙台藩領南側の越河口、邦憲嫡男豊七郎（景範）が上戸沢口に、それぞれ1200〜2000余人程度を率いて警備に詰めている。

しかし、各方面での戦況は徐々に悪化し、仙台藩では藩主慶邦の意向で、9月10日には降伏を決定し、15日までに停戦が進められた。

#### 参考資料

- ・関秀志・桑原真人・大庭幸生・高橋昭夫『新版 北海道の歴史 下』（関秀志「第1章 開拓の基盤形成（近代1）」）平成18年
- ・白石市教育委員会編『白石市文化財調査報告第四七集 片倉小十郎景綱関係文書』（菅野正道「片倉景綱の事跡」）平成25年
- ・白石市史編さん委員会編『白石市史Ⅰ 通史篇』昭和54年

## 第2節 北海道移住への決意

**白石城の接収と** 仙台藩が降伏してすぐ、明治元（1868）年9

**領知没収** 月に新政府は白石城を接収し、片倉家の重臣の預

かりとした。賊軍とされた奥羽越諸藩の多くは、大幅な転封・減封の処罰を受けることになり、明治元年12月には、大藩を誇った仙台藩62万石の領地も減祿されて、半分以下の28万石となった。それに伴って伊達氏の一門・一家も大幅に減祿（図表1-2-1参照）の上、現石給与とさ

れたため、それぞれ抱えていた多くの家臣団を養いきれなくなり、一門に比し、知行高の低い片倉家などは、さらに厳しい状態に陥ることになった。

明治2年4月、大幅な減石となった仙台藩では、仙台屋敷を有する者のみ召し抱えることとし、雇い入れている者のうち、職人以下はすべて整理することとなった。白石地方では、片倉家のほか松岡氏を除いて、すべての武士階級は俸祿を放れることになったのである。

更に、奥羽越列藩同盟に加盟していた南部藩主南部彦太郎（利恭）が、旧領盛岡20万石を没収された上で白石への転封を命じられ、刈田・柴田・伊具・宇田・亘理わたりの5郡を与えられた。白石城も片倉家重臣の預かりから仙台藩郡奉行へ引き渡されていたが、明治2年4月11日、5郡とともに南部藩への引渡し完了した。6月には南部彦太郎が白石藩知事に任命され、南部藩士の白石移住が始まるのであるが、移住者の居所は片倉家臣の接収された家屋敷となり、家中は屋敷をあげ、他に移転せねばならなくなるのである（白石市編さん委員会・昭和54年）。

#### 帰農する人々

南部彦太郎への5郡引渡しに関しては、『明治二年 刈田柴田伊具宇田亘理五郡南部家引渡留』と題された文書が宮城県公文書館に残る（宮城県公文書館M020021）。その中で、仙台藩伊達家の重臣が明治2（1869）年2月10日に、弁事役所に宛てた嘆願書によれば、南部彦太郎に下賜された地所に居住する家臣を仙台藩領内へ引き移すべきであるが、万石以上の家臣は11人程であるものの、彼らの陪隸（直臣の家来のこと）となると1万人以上、さらに老幼婦女を合せると4、5万人にもものぼるため、領内へ移そうにも

領内に既に居住する人員もあるので、食料が不足し飢餓に及ぶほかない。陪隸の過半は土着している地所で自ら耕耘して細々と生活している士分格であり、農を兼ねて百姓の業を営んでいる者であるので、これを他へ移すと百姓の人員不足となり、田地の荒廢にもつながるため、自ら耕耘している分は、相当の租税を納めるようにする。また、所持する田はないが帰農した者で、南部の家臣が移るにあたって、差しさわりのない場所へ居住している者については、今までどおりの屋敷地に居住しながら、農商になって生活できるようにして欲しいと記している。

このように、もともと士分ではありながら、農業にも従事して生計を立てていたものが多かったためか、陪隸の多くは帰農を受け入れていく。明治2年8月、片倉家が仙台藩庁に提出した「旧家来身列并戸数調」（片倉家資料73『旧家来身列并戸数調』仙台市博物館）によれば、片倉家には士分420戸、組士263戸、士分ではない「凡下」743戸、計1千246戸、家臣の家族も含め、人員7千639人を抱えており、その内、帰農を希望した者が1千50戸、人員5千627人、帰農を希望しなかった者が376戸、人員2千12人であった。

帰農を希望した者は、大半が刈田郡の各村で、その他の271戸が桃生郡で帰農した。

片倉家主従の第1陣が北海道に向けて出発する明治3年6月、角田県から片倉小十郎旧重臣中に宛てられた「白石帰農之者へ」（片倉家資料132 本澤浩齋筆『胆振国幌別・室蘭両郡出張方日記録御支配所公私雑記』仙台市博物館）とした定書の中で、先般帰農を願ひ出た者については、「一般之農民タル事ニ候、永々廢姓脱刀ハ勿論、早速従前之貌姿脱除」して村吏の指揮に背かず、かつ、定則を厳守するよう述べた後、

田畑の割渡しや、開墾について、また、諸役の向こう5年間の免除などを記している。その中で注目すべきは、「旧主従之故ヲ以、旧主よりも使役又ハ是ヨリ参仕候様之義ハ、決而不成候事」として、旧主から使役されることのほか、旧主の元を訪ねることも禁じられ、帰農者と片倉家の主従関係はここに断絶させられた。

士分の保持と 明治2（1869）年4月、窮迫した家中の混乱状

北海道移住 態を收拾すべく、上京した片倉家の家臣2名は、新

政府において蝦夷地開拓の計画があることを知り、帰郷して同志に報告した。そして仙台の片倉家の屋敷にて片倉邦憲に建議し、旧家中を傑山寺（白石）に集めて会議を開き、帰農か北海道開拓かで議論が交わされた。片倉家の旧臣日野愛憲が主家の授爵を求めて明治25年以降に記した『片倉家北海道移住開拓顛末』によれば、当時のことに触れ、自分たち家臣団の帰農について「三百年來君臣ノ情誼ヲ絶チ士席ヲ脱シ、俄然農商ニ伍シ他家ニ属スルハ、累世武門ニアルモノ誰カ羞辱ニ堪」えることができるだろうかとし、帰農するのではなく「土籍ニアリテ国家ニ尽スノ策アラン乎」と考えていたところ、幸いにも新政府内で蝦夷地を開拓する計画があることを聞き、「蝦夷ニ跋渉シ、兵農相兼内ハ自力ニ食ミ外ハ北門ノ鎖鑰トナリ国恩万一二報セハ宗藩従前ノ罪ヲ償ヒ士節ヲ全フシ勤皇ノ微衷ヲ表スルヲ得併セテ君家ノ名声ヲ永遠ニ保統」できると考え、蝦夷地へ跋渉する道を選択した。

周知のように、片倉家に限らず、旧仙台藩の家臣の一部である巨理伊達家、岩出山伊達家や角田石川家の家中なども、当時「北門の鎖鑰（要所のこと）」と認識された蝦夷地に移住し、士分格の保持、朝敵の汚名



宛の書翰において、蝦夷地開拓という道で、朝廷のために尽力させることを提案したのである。かくして、片倉家ら仙台藩士は、明治新政府の政策に呼応して蝦夷地開拓の願書を提出し、明治2年8月には巨理の伊達藤五郎（邦成）に有珠郡、翌月13日には片倉小十郎（邦憲）に幌別郡、角田の石川源太（邦光）に室蘭郡の支配が仰せ付けられた。

参考文献

- ・白石市史編さん委員会編『白石市史Ⅰ 通史篇』昭和54年
- ・日野愛憲『片倉家北海道移住開拓願末』（登別郷土文化研究会『ぶやら第12号』平成5年
- ・田端宏『街道の日本史Ⅱ 蝦夷地から北海道』平成16年

### 第3節 幌別郡支配と増支配

支配地請取と 明治2（1869）年9月、片倉小十郎は開拓使役

現地視察 所に、支配地の受け取りや現地での仕置等について

問い合わせた。その結果、「函館表で問い合わせるように」とのことであつたため、10月に片倉家臣齋藤基（良知）が、開拓使出張所に対し、主人（片倉小十郎邦憲）が幌別郡に移住するにあたり「土地戸籍簿請取について」や、「仕置き等について」「大事件以外は主人の裁決でよいか」等の点を問い合わせしている（簿書A4 194 『二年 蝦夷開拓場所割渡願書付綴込』件番号19・34等 北海道立文書館）。

土地戸籍簿は管轄の勇払役所から受け取り、土地境界については、図

図表1-2-2 明治2年11月 引継目録

引継物	員数
御預馬	380疋
内 駒 ※牡馬	205疋
駄 ※荷物運搬	175疋
制札場	1ヶ所
境界絵図面	1枚
土人生死届書	1冊
年中行事	1冊
オムシヤ申渡	1通
土人人別	1冊
永住人人別	1冊
建家ヶ所	1冊
諸願諸届共	1冊
永住人所持馬調書	1冊
永住人土人所持筒調書	1冊
役土人名前書	1冊
運上金調書	1冊
山林取調書	1冊
藪ヶ所調書	1冊
ホロヘツ会所丸印 但シ鑑札添	1
三役名前書	1冊

※簿書162『諸願窺留』北海道立文書館（簿書162件番号34）より作成

面で確認した上で、現地でアイヌ民族の立会いのもと境界標を立てること、仕置き等については何いのとおりとし、隣地やその他に關係するものは何い出ることとされた。10月、片倉小十郎邦憲に代わって支配地受け取りのために白石を發つた嫡男豊七郎（後に景範）、次男欣三郎、小島久、本澤直養、齋藤良知らの一行は、11月23日に開拓使出張所西村使掌から土地・書類等の引継ぎを受け（図表1-2-2）、その後、白老との境界である伏古別に境杭を建てた。このとき、片倉家と白老郡の支配を命じられた一関藩の家臣、白老場所・ホロヘツ場所に関わる面々が立ち会っている（野口屋文書2-2、個人蔵）。明治3（1970）年3月には、片倉家と室蘭郡の支配を命じられた石川家の家臣、地元のアィヌ民族が立会い（簿書209 『庚午伺済』件番号3 北海道立文書館）、室蘭郡との境界を確定した。

このときの現地視察では、冬だったこともあり、積雪で樹木等の様子を調査することは難しかった。そのため、アイヌ民族や永住人との顔合わせ等を終えた後、今後の移住の準備のため、一部の家臣を残して景範一行は白石に戻った。

### 増支配の沙汰

仙台藩の一門筆頭であった角田石川家の石川邦光は、片倉邦憲と同日に室蘭郡（現北海道室蘭市）の支配を仰せ付けられ、明治2（1869）年11月には、自ら北海道へ渡り、開拓役所室蘭出張所西村半三郎（使掌）から引継目録を受け取った。そして、明治3年3月に泉潔雄・添田龍吉・泉麟太郎（添田弟）ら44戸51人の移住者を送り出したが、自身は自費移住の厳しさ等から角田県に對し帰農の請願を何度も行った。その結果、同年5月に室蘭郡支配を罷免されることになり、石川邦光拝領の室蘭郡は、片倉小十郎と伊達藤五郎に分領される。

伊達家への分割地は片倉家分より地積は狭かったが、当時の室蘭の中心を含み、会所、勤番所等があった。一方、片倉家の領地には知利別の昼休所建物、絵鞆の遠番所と砲台番所の建物、備馬の3分の1を賜り、官吏の通行にあたっては、アイヌ民族の人別割をもつて便宜を図るよう命じられた。合わせて、既に移住していた石川家の家臣などについては、片倉家の管轄とされた。

石川家の第1陣として室蘭郡に入った家臣団に衝撃が走ったことは想像に難くないが、明治6年1月に、石川邦光に代わり、まだ10代前半であった弟光親が泉麟太郎に伴われ室蘭に入り、旧家臣等から様々な献上品が贈られるなど歓迎を受けている（添田家史料2・2・13「光親君御

安着に付献上物調」室蘭図書館）。

片倉家と伊達家に分領された室蘭郡は、その後、光親を中心に開拓が進められ、あわせて故郷での移住呼びかけも行われた結果、石川家内での移住者は、帰郷してしまう者もあつたが、明治14年には第1陣と合わせて97戸331人となった。

自費での移住については、片倉家も石川家と変わらず大きな問題だったが、明治3年5月に自費開拓は「不条理」とされている向きについて、分領において地所・人民を支配し、租税をとるのであるから、自費による開拓は「当然之筋」との方針が改めて示されていたので、如何ともし難かった（簿書10689『明治三庚午歳 東京書文録』件番号42 北海道立文書館）。先に片倉家内で帰農を希望した人々について触れたが、移住が開始されるのに従い、自費移住の課題が重くのしかかり、この数はさらに増えることになる。

### 移住の開始

片倉家の北海道移住は、まとまったものとして3回に分けられる。片倉家が支配することになった幌別郡、つまり現登別市に移住したのは、第1陣と第2陣にあたる。

第1陣は、明治3年6月下旬に寒風沢（宮城県塩竈市）から鳳凰丸に乗船し出航、7月1日に幌別郡に到着。この日付は史料によって多少の誤差がある（『白石市史4』「奥羽盛衰見聞誌」等では6月29日）。総勢21戸で、人員67人、職人13人だった。第2陣は、明治4年3月23日に到着し、総勢45戸、人員177人、職人15人という規模だった（『明治二年以降片倉家北海道移住顛末』登別市郷土資料館）。

第1陣の移住者数については、遠藤震三郎や佐藤誠ら19戸、都合61人

と記述された史料もあるが（片倉家資文書132 本澤浩齋『胆振国幌別・室蘭兩郡出張方記録并諸雑用記』仙台市博物館）、ここでは『北海道片倉家移住開拓顛末』記載の人数を採用した。ただし、明治3年8月1日付「支配所胆振国幌別郡江移住人口数調書上」（A4 226『明治4辛未年室蘭往復 附虻田 幌別』北海道立文書館）では、移住人口の戸数が31戸、78人となっているので（うち、单身男性14人（戸）、男女別では男50人・女28人、世代別では老5人（60歳以上4人）・壮55人・幼18人）、集団での移住後に別途移住した者もあったのかもしれない。

片倉家の移住は、当主小十郎（邦憲）の名代として、その子である豊七郎（景範）を先頭に進められた。第1陣から遅れること1か月ほどたつてから、邦憲が次男や家臣数人とともに、幌別郡の「開拓場見分」と家臣への勉勵に訪れている。函館の定宿から幌別までは陸路で向かったようだが、渡航の疲れや悪路によるものか、持病の眩暈めまいが起こり、加えて足の痛みで歩行はおろか、馬に乗ることも難しくなり、駕籠での移動を願ひ出て許可を受けている。そして、来春の集団移住（第2陣）の準備等を理由に、8月下旬には白石へ帰り、その後、邦憲が幌別郡を訪れることはなかった。

第1、第2陣で移住してきた人々は、永住人で旅宿等も営んでいた東海林栄藏宅を開拓出張所とし、まずは幌別（字東来馬・西来馬）、鶯別を開墾し、幌別には本澤直養ら15戸、鶯別には須田弥平左衛門ら6戸を入れて、アイヌ民族の助けも得ながら里道の整備を行い、家屋を建て、土地を切り開いていった。

明治3年12月に、片倉家開拓重役佐藤廓爾（孝郷）と本澤浩齋（直養）が連名で開拓使出張所に提出した後志国古平郡の貸渡しを願う文書の中

で、両名は幌別郡を「損失之場所」であり、また「従来砂石混濁之瘠土」のために、十分に培養を施してから2、3年が経たないと「相応之畑作」に成熟しないと見込んでおり、その上「石川源太旧家来之者」も「流離飢餓之情態」をしばしば訴えてくるので、見聞に忍びなく、多少生活を扶助している状態であると吐露している。移住当初は、地力が乏しい上に不漁等もあつて生計は極めて困難だったようである（簿書206『諸願何留』件番号69 北海道立文書館）。

### 移住資金返済の難

片倉家の当初移住は自費で行われたことは先に述べたが、家臣団を遠い北海道へ移住させるために、家臣の資力だけでは到底無理であつたので、白石に置かれていた按察府あんさつふの繰替金3千両を、白石の御用達山崎屋（米竹清右衛門）から借り入れて実行された。「繰替金」とは、按察府の資金を預かつていた山崎屋が、按察府の要請を受け、返済不可能の場合は、按察府が負担すること等の条件で、その金の一部を融通したものだつた。借用条件は、幌別郡の産物をもつて7か年賦で返済するというものだったが、見込んでいた交易船が沈没し、早々に返済を延引することになった。

しかし、返済の見込みが立たない間に、明治3年9月末頃、白石按察府の廃止が決定する。片倉家では、10月に白石城を売却して開拓費の不足を補うことを願ひ出て、「元按察府」の許可を受けている。明治4年正月、太政官は、片倉家の支配所は瘠土であるにも関わらず、疲弊を凌いで開墾に尽力しているとして、これを追認している（781北海道開拓資料5 白石図書館）。許可を受け、白石に残っていた片倉家家臣たちは、売却先が見つかるまでの間、一昼夜交代で白石城の見回りを行つ

ていたが、白石城をめぐる政策変更の中で実行はされなかったようである。

この借金問題は、北海道開拓に関わる重大な案件になり、宮城県、開拓使間に留まらず、大蔵省（大蔵卿大隈重信）も巻き込むことになった。途中、山崎屋が謹慎処分を受けるなどしたが、最終的には、明治7年に大蔵省の判断により、3千両（円）の内2千800両（円）は、開拓のための費用であることから破棄となり、残り200両（円）を片倉家から山崎屋へ返金し、山崎屋から大蔵省へ戻すことで決着した（宮城県公文書館 M070012『官省指令』等。本件については北海道立文書館にも史料が残る）。

### アイヌ民族と片倉家

幌別郡の支配者として移住した片倉家と、先住していたアイヌ民族たちは、どのような関係だったのだろうか。片倉家が支配地を受け取った際、幌別郡の境界については、先住のアイヌ民族立会いのもと決定するようという開拓使からの指示もあり、実際支配地を受け取りに行った時も、現地アイヌ民族に案内をしてもらっている様子が窺える。アイヌ民族がその土地に古くから住んでいる人々という認識はあったようだが、片倉家はあくまでも支配者であった。明治2年、片倉景範が支配地受け取りに合わせて現地視察を行った際、会所を少し見分し、ホロボツ場所の番人らに掛物等を下賜した後、包紙に「御趣意書」と記載された次の文書が片倉家家臣小島久によって読誦された。

今般当郡支配仰せ付けられ、御開拓に相成る土地、相応の穀物ヲ種え、漁獵をつとめ、縦令土人にて内地の百姓同様御取立てに

相成り、行末は内地の風俗に御直し遊ばされ度、有難き御趣意に候条、太政官の御法度は勿論、旧来の掟を堅く相守り、一郡順熟

産業に出精し、追々開拓の御趣意屹度相立候様、一統深く心懸け、上下の情愛を厚し、何事によらず見込の筋は遠慮無く申出べく候、

尤御法度を守り産業ニ出精し候者は、格別の御賞誉も成し下され、御法度に背き産業を怠り候者は、嚴重御咎仰せ付けられ候条、役付并永住人共深く勤□奉り、役土人は勿論、惣土人へも常々篤と申渡し置き申すべき事

明治二年己巳十一月

胆振国幌別郡支配

（片倉家文書131 本澤浩斎『胆振国幌別郡支配所出張万記録』仙台市博物館）

この翌々日には、ホロボツ場所の支配人と呼んで、同じく御趣意書を読誦し、白洲に控えさせたアイヌ民族らに、支配人からこの内容を申し渡させた。

同時期に示された「御支配所来年一ヶ年見詰大略調」には、片倉家による幌別郡の支配の方法がまとめられているが、そこには、「一、土人撫育方不尋常御物入ニ付、正月ヨリ五月迄ハ西場所江カシ渡シ候得ハ、夫喰丈ケハ相省ケ可申、六月ヨリ八月迄ハ東奥場所江世話方金蔵・番人共召連出持仕候方可然奉存候事」、「一、炭焼心得之者御旧領ヨリ壱人被遣土人共江指南仕候ハ、追々御利潤ニ相成可申奉存候」、「一、田地ニ開発之場所ハ一円無之、畑地開発仕候外無御座仍而者、畑物種仕付方心得之者壱人被遣土人江指南仕候ハ、追々少シツ、ニ而モ相開ケ可申奉存候事」との箇条があり、1月から8月まで幌別郡外への出稼ぎ、また

図表1-2-3 土人年中稼方調（明治4年『幌別郡引継書類』北海道立文書館 簿書281）

時期	稼方	備考
正～2月	薪切或は荒猟	
3～5月	西地出稼	
6月土用入～	昆布取	
9～11月	鮭漁	
12月	薪切或は鹿猟	
年中	1日に付玄米7合5勺、給料35文	馬追雇10人、1ヶ年雇
年中	5日交代で毎日会所へ詰介抱米給料/交代の節、酒5合ずつ	乙名・役土人、1人ずつ
年中の役料	3貫文	乙名へ
(名目料)	1貫500文	小使へ

炭焼きなどの新たな労働への使役など、支配者としての片倉家の姿勢を窺うことができる。

明治4年の幌別郡引継書類においても、幌別郡内でのアイヌ民族の稼ぎの方法は図表1-2-3に示したとおりである。前述「移住の開始」で紹介した後志国古平郡の貸渡しを願う文書の中でも、ホロベツ場所の

旧請負人種田徳之丞がいた頃は「西部之内、後志国古平郡附場所ニ罷成居、土人共年々出稼仕、生産相営、同郡漁業之利ヲ以、幌別郡之損失相補、止宿継立ハ不及申、土人撫育」に至るまで総て滞りなく経営していたとし、もし、当分でも古平郡を拜借できるなら「家来之者壮強之輩並土人共等出稼為仕、一ツニハ開拓之基礎相立傍生産ヲ全シ、二

ツニハ幌別郡駆通之費相補、土人撫育等無滞」行う、と述べている。

実際、古平郡の貸渡しを願い出る10か月程前の、明治3年2月に、「東地ホロベツ会所」から「小樽内領カツナイ九十五出稼所支配人代栄蔵」宛てで、アイヌ民族を貸し付ける契約書が出されているので（北海道博物館100532）、願書を提出する頃には、何らかの理由で出稼ぎをさせることができなくなっていたと考えられる。

つまり、「御支配所来年一ヶ年見詰大略調」に記された出稼ぎは、片倉家の支配が始まってから新規に導入された訳ではなく、次にみるオムシャ等と同様に、近世から行われていたことを継続しながら、支配地経営にあたらうとしていたのである。

ホロベツ場所でも北海道各地の場所で行われていたのと同様に、現地アイヌ民族との間でオムシャを行っていた。オムシャはアイヌ語のウムサで、アイヌ民族が久しぶりに出会った時に互いになでさすり親しさを表す挨拶をさす。アイヌ民族の交易は、物を贈り合つて親しさを示すが、そのはじめにオムシャをするのである（札幌市教育委員会・平成元年）。

明治2年に、片倉家が引き継いだ文書類の中にも「オムシャ申渡」という書類がある。明治4年の開拓使への引継ぎ書類の中には、同名の書類はないが、「幌別郡役土人名前并給料介抱其外年中行事調」中の年中行事の箇条書きの中に、オ（ヲ）ムシャの記述がある（図表1-2-4）。オムシャでの下賜品のほか、図表1-2-5のように「介抱」の名目での下賜品を用意する必要があったので、片倉家にとっては、土人撫育は「尋常ならざる物入り」と考えられたのだろう。

実際にオムシャがどのように行われていたか、詳細に示す史料は管見

図表1-2-4 年中行事（明治4年『幌別郡引継書類』北海道立文書館 簿書281）

	介抱	相手	時節	備考
1月2日	清酒5合ずつ	役土人（役所呼出）		世話方・通辞・帳役相詰
2月	清酒3升	役土人	初午祝儀	
	濁酒2斗入2樽	惣土人		
	赤飯2斗	15歳以下男女土人		
3月3日	清酒5合ずつ	役土人（役所呼出）	上巳祝儀	世話方・通辞・帳役相詰
4月	清酒2斗入1樽	馬追共	備馬改済祝	天気見合わせ備馬改焼印
5月5日	清酒5合ずつ	役土人（役所呼出）	端午祝儀	
6月1日	清酒5合ずつ	役土人（役所呼出）	賜水祝儀	端午通
7月7日	清酒5合ずつ	役土人（役所呼出）	七夕祝儀	賜水通
8月1日	清酒5合ずつ	役土人（役所呼出）	八朔祝儀	七夕通
9月9日	清酒5合ずつ	役土人（役所呼出）	重陽祝儀	八朔通
12月28日	酒飯	役土人（役所呼出）	歳暮祝儀	
	鏡餅2ツずつ	セカチ・マツカチ		
漁業に差支えない時節	清酒1升・玄米5升・ 糍3升・ホロキ3つ	惣乙名	オムシヤ	—
	清酒3盃・玄米3升・ 糍2升・ホロキ2つ （各人へ）	役土人共		
	清酒2樽・濁酒8樽	惣男女土人共		
	飯・酒肴	惣乙名・役土人共		
	清酒4合ずつ	男平土人共		
	清酒2合ずつ	女土人共		
	清酒1合5勺ずつ	セカチ・マツカチ共		
白飯1椀ずつ	女土人・セカチ・ マツカチ共	台所		

図表1-2-5 給料・介抱米定（明治4年『幌別郡引継書類』北海道立文書館 簿書281）

相手	介抱米	給料
乙名	7合5勺	50文
小使1人	7合5勺	40文
平土人1人	7合5勺	35文
女土人1人	7合5勺	20文
セカチ（男子）1人	5合	15文
マツカチ（女子）1人	5合	15文
○1日分の定 給料は玄米1升につき銭60文、清酒1升につき銭200文に換える ○鰥寡 <sup>かんか</sup> 孤独、廢疾長病、極老土人へは臨時金穀・酒・衣類等を与える ○海川漁業の始終・50束以上取場の時は船頭并雇土人へ酒を与える		

の限り確認できておらず、片倉家がホロベツ場所の支配を任せていた永住人の東海林栄蔵と通辞川村丑太郎の申出により、明治3年10月朔日に予定されていたことが分かるのみである（前掲『胆振国幌別・室蘭両郡出張万記録并諸雑用記』、差し控えるとの記述があるので、何らかの理由で行われなかったか）。

片倉家の移住は、アイヌ民族の案内や協力なくしては難しく、残された文献上取り立てて差し障りは見られないが、短期間だが支配者として、近世に場所で行われていたことを慣行しようとしていることは分かる。

家臣家の子孫による手記には、アイヌ民族に和名をつける際に、片倉家内では誠実にアイヌ名に漢字を当てたという話が掲載されているが、虐使していたという事実は史料上確認できないものの、片倉家がアイヌ民族に対し、儀礼的なものを除いて、特別に仁政を敷いていた事実も、今のところ確認できない。

#### 参考文献

- ・白石市史編さん委員会編『白石市史Ⅰ 通史篇』昭和54年
- ・白石市史編さん委員会編『白石市史Ⅳ 資料篇（上）』昭和46年
- ・登別市『市史ふるさと登別 上巻』昭和62年
- ・角田市教育委員会『角田市の文化財第15集』（山本悠三「北の大地を拓く―石川家臣団北海道開拓史―」）平成7年
- ・札幌市教育委員会『新札幌市史 第1巻 通史Ⅰ』平成元年
- ・佐野甫『奥州白石片倉家中流 佐野家家誌稿』昭和48年

## 第4節 片倉家の支配地罷免と幌別郡

### 支配地罷免と

自費移住という大きな負担を強いられなが

片倉家中の平民籍編入 からも、片倉家主従は新天地での生活を求めて海を渡り、明治3（1870）年5月には幌別開拓役所組織を編成し、執務規則を制定するなど（前掲『移住顛末』）、行政を取り仕切る準備を整えつつあった。しかし明治4年7月（新暦8月）に行われた廃藩置県で、北海道での華士族、寺院等による分領支配が廃止されたことに伴い、支配地を罷免されることになった。そのため、幌別郡の土地はもとより、領民、漁業等の道具、アイヌ民族へ下賜する予定だった物品を開拓使に引き渡すことになった（781北海道開拓資料8、白石市図書館）。また、片倉家が幌別郡を引き継いだ時と同様、行政文書を開拓使へ引き継いでいる（図表1-2-6）。

片倉小十郎の名代として家臣団を率いてきた片倉景範は、廃藩置県直後に、角田県庁に宛て「日夜苦慮痛心罷在候得共、今更微力ヲ以容易ニ全効可仕見難難相立、歎ケ敷次第至極恐縮之至…」として開拓の厳しさを訴え、角田県貫属となることを願っているが、この願いは聞き入れられなかった（781北海道開拓資料9・11、白石市図書館）。

明治5年、国内では壬申戸籍が整備される中で族籍も編成され、片倉家を除き、家臣すべてが平民籍に編入されることになった。武士という身分の保持が移住の起因であった家臣らの落胆は大きく、「当初移住ノ目的はニ至リテ殆ント水泡ニ属」したと、当時の心境が述べられている（前掲『移住顛末』）。

図表1-2-6 引継書類一覧（明治4年『幌別郡引継書類』北海道立文書館 簿書281）

引継物	員数	詳細
郡内絵図面	1枚	
御札札写	1冊	慶応4年3月太政官定
社寺并神職僧侶調	1冊	稲荷社1社（神職なし）、僧侶なし
永住出稼人々別調	1冊	永住人：7戸・19人（男11人・女8人） 出稼人：9戸・17人（男11人・女6人）
村役名前并手代小使番人等 名前調	1冊	
土人々別調	1冊	65戸・219人（男107人・女112人）
役土人名前并給料介抱其外 年中行事調	1冊	※詳細は図表1-2-3～1-2-5のとおり
支配地已来移住人別并手当 向調	1冊	（幌別郡） 【人別】69戸・186人 男104人／15歳以上76人＋14歳以下28人 女82人／15歳以上59人＋14歳以下23人 【手当】 ○15歳以上／月々玄米1斗5升・味噌400目 ○15歳以下／平均玄米7升5合・味噌200目 ○小家掛け／1戸につき金5両 ○鰥寡孤独長病その他死生婚礼等／ その時々金穀手当 （室蘭郡にうち片倉小十郎元支配地） 【人別】 16戸・28人 男23人／15歳以上19人＋14歳以下4人 女5人／15歳以上4人＋14歳以下1人 【手当】 ○午の年（明治3）移住人／同年限り室蘭郡 潤ノ内漁場すべて無税にて任せる。極貧の 者へだけ臨時米1石6斗 ○未の年（明治4）～ 15歳以上／月々玄米1斗5升・味噌400目 14歳以下／平均玄米7斗5合・味噌200目
建家蔵所并漁場調	1冊	【建家】会所1棟（7間×23間）・鍛冶屋1 棟・木挽小家1棟・厩1棟・チリ別小休所1 棟 【蔵所】板蔵4棟
馬数并持主名簿調	1冊	会所馬414疋・移住人持馬計35疋・永住人持 馬計97疋・土人持馬計5疋
諸出産物高収納高及税則調	1冊	
開墾畑敏数及名簿調	1冊	（幌別郡） 浜通／戸数5 開墾畑敏：1町3反6畝2歩 来馬／戸数34 開墾畑敏：8町7反7畝26歩 鷺別／戸数18 開墾畑敏：5町8反5畝24歩 蘭法華／戸数5 開墾畑敏：1町2畝15歩 富岸／戸数1 開墾畑敏：5反5畝 永住人従前開墾畑（戸数6）：2町2反3畝 3歩
漁船漁具之数及名簿調	1冊	
里程其外調	1冊	
已年已来米請払帳	1冊	
同年已来米請払帳	1冊	
同年已来開拓用ニ付他借調帳	1冊	

明治9年3月には、太政官が帯刀禁止令（廃刀令）を布告し、これにより、大礼服着用の場合と軍人・警察・官吏などが制服を着用している場合を除き、帯刀が禁止された。この時も、家臣団には動揺が

走ったようだが、景範の説諭で落ち着いたようである。しかし、士族への復籍は諦められなかったようで、札幌への移住組とともに代表者の連名で請願書を提出し、明治18年11月に士族への復籍が

認められた（幌別村役場文書『明治十八年戸長事務伺届』登別市郷土資料館）。

### 札幌郡白石への移住

片倉家が支配地罷免となるなか、まだ北海道移住に踏み切れず白石周辺に留まっている片倉家臣らがいた。片倉家の家老職の家柄であった佐藤孝郷（廓爾）がこの残留家臣らをまとめることになった。大正9年（1920）、孝郷が白石村の開村50年記念に著した『北海道札幌郡白石村外二村移住開拓紀要』によると、明治3年1月以降、角田県庁に数回出頭して、第3陣となる集団移住は自費で行うだけの資力がないため、政府の保護を受けたいと陳情した。そして、北海道の風土や気候、実況を視察するため、同年3月に渡道し、明治4年正月に帰郷して角田県庁に出頭、同じように懇願したのだと言う。これをうけ、3月17日に開拓使から、「仙台藩士族片倉小十郎元家来角田県在留ノ者六百人、当使貫属ニ仰付ラル」と（『開拓使日誌』、日付は『奥羽盛衰見聞誌』による）、貫属への編入が認められた。貫属は本来、その地に本籍をもつ士族身分のことで、秩禄は府県などを通じて大蔵省から支給されることになっていた。つまり、第2陣までの自費移住と異なり、官費による移住となったのである。

開拓使では、片倉家の家臣を貫属に編入した時点で、すでに札幌への移住が決定していたようで、明治4年の札幌本府の建設に伴って企図された周辺村落形成の一環とされたものであった。

出発は、当初明治4年4月と見込まれたが、開拓使からの船が来ないために延期を重ね、ようやく船がさし向けられたのは9月だった。一隻のみで収容できないため、万延元（1860）年に、遣米使節を乗せて

太平洋を横断したことで名高い「咸臨丸」と、開拓使が前年に購入した「庚午丸」が差し向けられた。

一行600余人は白石を出立し、寒風沢へ向かい、この2船に分乗して出港した。しかし、咸臨丸は、9月17日に函館に着港し、20日小樽に向かうために出港して間もなく、上磯郡泉沢村（現木古内町）沖で暗礁に乗り上げ座礁したのである。幸い一命も失うことなく、一部が水に濡れた荷物もすべて陸揚げすることができた。咸臨丸に乗船していた一行は再び函館に戻って、庚午丸に乗り移り、小樽に向け出港しその後石狩に着いた。

一行の到着後、開拓使では入地選定の検分を開始した。11月2日に岩村通俊が佐藤孝郷（廓爾）らを従えて移住地所の検分を行っており、この時に望月寒（現・札幌市白石区）と呼ばれた地に決定をみたようである。こうして、片倉家内の集団移住の第3陣は、この地を郷里にちなんで「白石村」と命名し、開拓に邁進したのであった。

### 罷免後の幌別郡

幌別郡の管轄は、明治4年8月に片倉家から開拓使に移ったが、実際に土地と人民を引き継ぐまでは、従前のとおり事務を取り扱うように命じられたという。

引継ぎの終わった明治5年になると、片倉家旧臣で家老職であった本澤直養が開拓使から開拓執事に、同じく旧臣日野愛憲が幌別郡移住人取締に命じられ、同旧臣斎藤良知は開拓使の吏員となり、開拓使役所の幌別出張所に勤務となった。

明治7年12月になると、幌別及び有珠郡にあった開拓使役所の両出張所は廃止となり、幌別郡は室蘭出張所の管轄下となった（有珠郡は室蘭

出張所の派出詰所となる)。この時は、幌別出張所から室蘭出張所に書類が引き継がれている(昭和期に室蘭市役所で写された目録のみ北海道大学附属図書館北方資料室に残るが、原本は現在まで確認されていない)。

全国の市町村制度は、明治7年の大小区制、11年の「郡区町村編制法」制定、21年の「市制」と「町村制」の施行と、徐々に整備されていった。北海道ではこれと少し異なり、明治7年の大小区制は適用されたが、実情に合わず、9年に「北海道大小区制」が施行され、12年には「郡区町村編制法」の一部適用がなされたが、自治体は形成されなかった(榎木・平成28年)。

明治7年2月の大小区制により、胆振国白老・幌別・室蘭・有珠・虻田の各郡がそれぞれ第三・四・五・六・七・九区となり、同年、幌別郡内には、幌別郡各村戸長役場が設置され、副戸長に片倉家旧臣本澤直養(戸長はいない)、郡村総代に同じく旧臣遠藤震三郎がついている。

さらに、明治9年9月の「北海道大小区制」では、胆振国幌別・白老・勇払・千歳の4郡は第21大区、胆振国虻田・有珠・室蘭の3郡は第20大区に編成された。幌別郡内では、鶯別・富岸2村が1小区、幌別・蘭法華・登別3村が2小区となった。

当時の幌別郡には、少数ながら、江戸時代のホロボツ場所時代から「永住」する人々もいたが、片倉家が支配者として入地したこと、また藩士の陪隸ではあったものの、武士身分であったからか、明治期を概ね、片倉家の旧家臣らが要職を占めている。

片倉家はどうかだったか。幌別郡の困難な開拓生活になじまなかったのか、家臣団を率いてきた片倉景範が、明治10年に札幌の白石村へ移つて

いる。日野愛喜の記録には札幌の家臣に「請われた」となっているが、事実かどうかは分からない。また、景範を慕って、幌別郡の移住者の30戸ほどが一緒に移つたとあるが、本市にも札幌市白石区でもそのような大きな移動があつたことを示す史料は確認されていない。幌別郡に残り旧家臣らの支柱となつた景範の嫡男、景光の男爵授爵にあたって執筆された『移住顛末』(前掲)の性質上、誇張されたのかもしれない。

景範の嫡男景光は、10代で白石から渡つてきたが、本澤直養によつて記されたとされる明治5年から6年までの役場の記録『明治五年 日誌』(幌別村役場文書 登別市郷土資料館)によると、景光の将来に期待したためか、明治6年4月3日に、役場で「旧若君御上京一件評議」が行われ、「御修行金一統より指上」げることが決定されている。

実際、景光は上京しようだが、父景範が札幌へ移つていったことで、幌別郡の移住者の開拓士気が下がることを心配した斎藤良知が、東京から呼び戻し、以降、役場の要職につくこともなく、役場の筆生をしてわずかな給金をもらつたり、酪農をしたりしながら質素な生活をおくり、旧家臣らの精神的支柱になつたという。

#### 参考文献

・札幌市教育委員会『新札幌市史第2巻 通史2』平成3年  
 ・北海道史研究協議会編『北海道史事典』平成28年(榎木洋介「近現代の概観」)

## 第5節 幌別郡のアイヌ民族

### アイヌ民族を

近世から明治期のアイヌ民族については、第2編第

### 取り巻く社会

10章に詳しいので、ここでは、信州（長野県）の

商家の出で、北海道に新天地を求める可能性を見極めるため、明治13（1880）年に視察旅行を行った松林哲五郎が記した「北海紀行」をもとに、明治期の本市の様子を眺めながらアイヌ民族の生活を覗いてみる。

哲五郎は、3月10日に東京を出帆し14日室蘭に到着。室蘭港から鶯別村に入り、海岸沿いにアイヌ民族（哲五郎は「アイノ」と記載）の家を眺め、「本国人」（和人）の家と同じくらしい数だと見ている。砂で歩きにくい道を進み、胆振幌別川を舟で渡り、幌別村に入った。ここには、駒通、神社があり、アイヌ民族の人家は合わせて50、60戸あるとしている。漁獲は大したことがなく、秋アジ（鮭）、貝類とニシンが少しである、とする一方、幌別から白老までに見た馬の体は七重（現亀田郡七飯町）周辺のものより大きく、健やかであるとしている。ここでは、馬を飼っているアイヌも目にはしている。

経路は白老の方へ抜けていくのだが、幌別村でアイヌ一家との出会いを詳細に記している。よく事物を理解し、金を貯蓄している「カンナリ」（金成）というアイヌ民族で、嫡子が森村（ママ）の学校に入校しているところがあるので、この嫡子は金成太郎で、「カンナリ」と記されているのはその父親の金成喜蔵だろう。哲五郎が訪ねた際、金成喜蔵は薪を採りに山へ行き不在であったが、妻に家での休憩を許諾してもらい、家の中に

入っている。アイヌ民族の家は間口が5間位のものから3間位のものであるとするが、恐らく金成喜蔵の家は大きな方であったと考えられる。家内の正面には神棚を置き、大神宮（伊勢神宮）の御祓が安置されている。傍には、紋が入った高蒔絵の行器等を積み上げ、貴重な物として飾り、四方にはイナウを配置している。勝手（台所）道具や漬物等もあつて、和人の一般的な家と同様であるとしているが、他のアイヌ民族については粗野な家があるのみと記す。官吏や外国人等を宿泊させるなど、金成喜蔵の家がこの地域のアイヌ民族の中でも特異であつたことは間違いない。しかし、明治7年に幌別郡総代・副総代連名で開拓大判官に提出した「皇大神太麻」（伊勢神宮の御神札のこと）の頒布願の中で、一部は「極貧并土人共江頒布スヘキ見込」とされており（幌別村役場文書「明治五年七月ヨリ 諸願留」登別市郷土資料館）、神棚を設けている金成喜蔵家に限らず、本市においても早い段階からアイヌ民族への和人文化の影響がみてとれる。

### 天皇巡幸とアイヌ民族

明治維新後、政府は、天皇や皇太子らによる地方巡幸を頻繁に行つた。中でも、政府要人や地方官が供奉した明治5・9・11・13・14・18年は、国家の「仁君」たる天皇像を民衆に浸透させ、近代天皇制という新たな統治機構の整備を急ぐという意図で行われた。

北海道は近代天皇制確立の試金石とされ、明治期には3回行幸啓が行われており、2回は明治天皇による行幸で、明治9（1876）年に開拓使の強い要望で東北巡幸後、函館周辺に、明治14年には札幌、白老、登別、室蘭、函館などを巡幸した。残る1回は、明治44年の皇太子嘉仁

親王（後の大正天皇）の行啓で、この際も登別は経路となり、奉迎の対応に追われている。

行幸・行啓時には、「仁君」としての姿を示すため、功労者、戊辰戦争犠牲者、被災者、社会事業関係者、アイヌ民族などに金品が下賜された。アイヌ民族の生活や児童教育の現状が地方官らによつて視察・報告され、アイヌ民族へは明治14年の行幸で3千700余戸に下賜金が与えられた。この際、多くのアイヌ民族が固有の民族衣装や儀礼、熊送り、各種の踊りなどを行い奉迎した。これらは、異文化を持つアイヌ民族の存在を強調することで、天皇の権威を高め、「一視同仁」（すべてを平等に慈しみ差別しない）という天皇の考えに基づくとされるアイヌ政策の成果を示す目的があったことが指摘されている（平野・平成28年）。

幌別郡ではどうだったのか、残された史料から確認しておきたい。

明治14年9月16日付けで室蘭郡役所から幌別戸長役場に通達された文書（日野謙一家資料「明治天皇陛下明治十四年本郡行幸記事」登別市郷土資料館）によれば、開拓使札幌本庁管内のアイヌ民族に対し925円25銭の下賜があるので、戸数と人口を取り調べるよう本庁戸籍係より照会があったため、調査するよう指示を受けている。

その際に調べられた戸数等は、図表1-2-7のとおりである。

どのような形で下賜金の配賦が行われたのか史料では明らかではないが、家長の名前と各戸の男女人数が記されている。また、同史料には、明治天皇を迎えるにあたって選定された、蘭法華と鷺別の小休所や幌別の行在所において利用されるテーブル・屏風等の様々な調度類や蒲団類、上納品等についての覚書が記されているが、アイヌ民族が儀礼や踊りを披露した記録はない。

図表1-2-7 幌別郡のアイヌ民族の人口（明治14年）

合計	幌別郡				郡名
	登別村	蘭法華村	幌別村	鷺別村	村町名
75戸	4戸	3戸	62戸	6戸	戸数
256人	10人	7人	224人	15人	人員
128人	6人	3人	111人	8人	男
128人	4人	4人	113人	7人	女

巡幸の一行が、蘭法華の急な坂を通行する際、数十人のアイヌ民族が手伝ったというが、同年8月14日に室蘭郡役所から幌別戸長役場へ送った休泊所や行在所での食事に関する通達の中で、水汲人足の手配について「御膳水」を運搬する者であるため「旧土人」は「使用」しないようにという条件を示している。

天皇巡幸で示しなかったとされる「一視同仁」だが、天皇の御膳に関わる者から「旧土人」と呼称されたアイヌ民族を除外しようとする差別的視線も確認できるのである。

後年、休泊所・行在所となった地には、地域の人々によつて記念碑が建設され、昭和8（1933）年には、この巡幸の日（9月4日）を開村記念日とするなど、本市の住民にとつて長く榮譽ある出来事とされたが、一方で、先住民であるアイヌとの関わりも覚えておきたい。

参考文献

- ・北海道庁編『明治天皇御巡幸記』昭和5年
- ・北海道史研究協議会編『北海道史事典』平成28年（平野友彦「行事・行啓とその影響」）

## 第6節 新たな移住者

### 四国・淡路からの移住者たち

片倉家主従に限らず、明治以降、北海道には多くの人々が流入している

が、登別市をはじめ胆振・日高地域には、四国や淡路からの移住が多い。明治期から昭和戦前期までの道内の状況を見ると、西日本からの移住は徳島県が一番多く、次いで香川県からとなっている。明治期の移住の背景には、年代、地域によつて異なるが、耕地が零細で小作地率が高いこと、自作農と言いえども兼業が多く不安定な商業的農業経済であったこと、特に明治20年代以降は米価の高騰が著しく、経済的な困窮者が増加したこと、徳島県の藍、香川県の綿・甘藷、愛媛県の甘藷といった商品作物の衰退などが指摘されている。

一方、北海道では明治2（1869）年7月の開拓使設置以降、開拓が本格化し、同年11月には「仮移民扶助規則」が制定された。当初の移民募集は札幌における本府の建設とともに、周辺村落の形成を企図したもので、主に東北、北陸諸県から募集された。明治7（1874）年7月には「移住農民給与更生規則」に移行し、仮家作料や種物料の支給、農具7種の支給、また、3か年間の開墾地は無体価で私有が認められ、

その年から7年間は税金の納付が免除されたが、従来の規則により支給されていた食料・家具・開墾料はなく、移住の増加には結びつかなかったとされる。しかしその後、明治12（1879）年の「北海道送籍移住渡航手続」では、北海道に本籍を移し入地する者に対する運賃等の優遇、50人以上での特別船の回航など、北海道への移住については特別の支援がなされ、移住者は増加していった。

その結果か、本市で確認できる移住者戸数が、明治8年から44年の間で約420戸、内訳は香川県が約250戸と最も多く、兵庫県（淡路島）、次いで愛媛県となり、年を経るにつれ増加し、明治29（1896）年にピークを迎えている。

なお、香川県は明治9（1876）年8月21日に愛媛県に合併され、同21（1888）年までは愛媛県となつているが、ここでは香川県として取り扱うこととする。

このように多くの人々が移住してきていたが、下げ渡された土地の地質の良し悪しは耕作してみなければ分からないなど、実際の移住は誰もがうまくいくものではなく、遠く離れた西日本の各地から北海道へ自費で渡り成功を収めることができたのは「資力」を持つ者だった。

農商務省では、あまりにも移民の悲惨事が多かったことから、明治15（1882）年10月11日に、軽挙な移住を戒める告示を出している。それを受け、香川県でも、同年10月28日に那珂多度郡長三橋政之が北海道の厳しい状況を鑑み、集団での移住は当分の間さし留め、1戸の移住であつても「就業ノ目的ヲ確立シ移住后一兩年間ハ衣食ノ有餘アル者ニ非サレハ成業」がおぼつかないとして、各町村島宛てに移住を願う所轄人民に対して丁寧な説明するよう達を出している（坤第154号、那珂郡



明治期に讃岐（現香川県）から移住した山下茂市により奉納された狛犬（大正14年奉納、刈田神社境内）



金刀比羅宮奉納絵馬（平成30年撮影）

丸亀市街西組戸長役場「明治十五年分午一月ヨリ十二月マテ 達書綴」丸亀市立図書館所蔵）。

実際は、この達が出る前に香川県からは既に多くの移住者が幌別郡へ渡っており、早い段階で幌別郡は「狭隘ニシテ目下移住スヘキ地処不足之趣」であることが知られ、幌別郡役所からも明治15年9月に移住した者達の困難が電報で知らされていたようであるが、なぜ多くの人々がこの後も移住することになったのか。

明治16（1883）年2月、幌別郡への移住・開墾を祈願し、周旋人、発起人、総代を含む30人以上で、金刀毘羅宮（香川県）へ縦1・5<sup>間</sup>、幅2・6<sup>間</sup>程の絵馬が奉納されている（刈田神社社殿に複製品が掲げられている）。「北海道札幌胆振国幌別郡開墾略図」と題されたこの絵馬が、どのようにして制作され、奉納されたか詳細は不明である。ただ、香川県

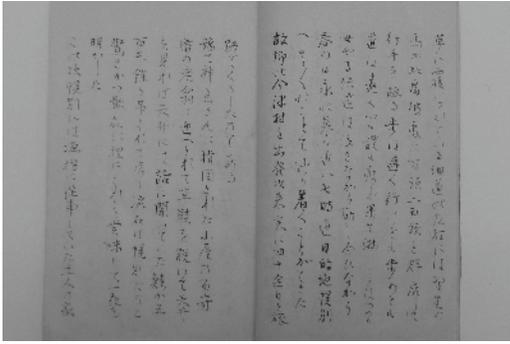
丸亀市に残された史料を見る限り、発起人の1人として名を連ね、明治15年に幌別郡に移住した那珂郡今津村（別の史料では津森村、いずれも現香川県丸亀市）出身の村山一角が「誘導」して100余戸余りの移住を図ろうとしていたことが分かる。誘導する中で、那珂郡下吉野村の丸山森蔵をはじめとする12戸のように、移住のための渡航費等を村山一角に「欺キ取ラレ」、非常事態に陥る者もあつた（北海道立文書館 簿書8293「明治十六年 府県往文移録」件番号148）。当時、道内ではこのような移住指導者によるトラブルや、「周旋屋」と呼ばれた悪質な移住斡旋人がおり、詐欺まがいの移民募集も行われていたことが指摘されている。なお、村山については幌別村役場文書にも土地払下願等の痕跡はあるものの、その後の様子は分からない。

#### 移住者が記した幌別郡

先の村山一角のような移住斡旋人の誘導による移住もあつたが、当時は同郷の者で先に北海道へ渡つた者から話を聞いて移住することも多かつたようである。昭和24（1949）年に自身の移住の経験を『文章の記』としてまとめた宮武藤之助一家も同様で、明治14（1881）年に津村柳吉と香川県から移住した神主が帰郷した折、「こんな狭い讃岐に在るより北海道に行き、役所に願出れば、何程沢山でも払下を受けられる」などという話を聞き、父宮武清治を筆頭として一家6人で同郷18戸の一行とともに北海道に渡つた。実際は、苦勞して明治15年5月に移住したものの、下げ渡された字西来馬の土地1万坪の土質が悪い上に軽石が多いとして8月に返上を願い、同月7日に新たに字東来馬の土地1万坪の下げ渡しを願い出て、返上願いと同日付けで許可されるなど、移住先での苦勞が

窺える（幌別村役場文書「明治十四年十五年 幌別外二ヶ村治類典」）。それでも開拓を進めていたが「為す事する事の総てが事志とちがひ、悉く失敗に帰」する有様で、移住後3年目となる明治17年には「種迄も食尽くしてしまひ、拾ひ昆布、野路、こぶみ、わらびの根、うは（ば）ゆり、きとびる等食えそうなるものは何でも食して生命を」つなぎとめるような状況であったという。

さらには、明治18年の夏には白老・幌別一帯にかけてバッタの襲来があり、共同で駆除にあたっている様子が記されるが、幌別郡のバッタによる被害については、当時の役場等の報告によれば明治16年8月の被害状況が記されており、明治17年には収束したようであるので、年数については記憶違いの可能性も否めない。この宮武藤之助の記録から他の移住者の生活は知れないが、似通ったものであったことが想像される。こ



丈草の記（郷土資料館所蔵）



宮武藤之助（郷土資料館所蔵）

の苦難に耐えて開拓を推し進め、明治20年代以降も増加し続ける四国・淡路からの移住者らによつて、幌別郡の開拓は牽引されたといえる。

参考文献

- ・登別市『市史ふるさと登別』昭和60年
- ・札幌市教育委員会編『新札幌市史』第二巻 通史二 平成3年
- ・香川県立文書館『紀要 第2号』（細川滋「香川県人の北海道移住」）平成10年
- ・香川県立文書館『紀要 第8号』（嶋田典人「近代香川の北海道移住」）平成16年

## 第7節 近代化の波

### 札幌本道の開通

明治3（1870）年5月、黒田清隆は樺太専任の開拓次官となり、同年10月には北海道開拓に専念すべきこと、並びに外国から専門家を招き、欧米の開拓方法に学ぶことを政府に建議した。この主張は政府に受け入れられ、明治4年2月、黒田自らアメリカに渡り、当時アメリカの農務局長であったホールレス・ケプロンを開拓使顧問として迎えることになった。北海道の開拓は、このケプロンの構想を基に進められた。

開拓行政の拠点を札幌に置いた開拓使では、幕末以来蝦夷地経営の拠点で、開港場でもあり、明治2年に出張所を置いた函館と札幌をいかに早く結ぶかが重要課題となっていた。明治4年9月には、ケプロンと

もに來日したアメリカ人技師ワーフィールドらが函館・札幌間の地形・港湾調査を行い、その成果に基づき「札幌本道」の建設計画が決定した。明治5年3月、亀田村一本木（現函館市内）を起点に着手され、7月に函館・森間、11月には新室蘭（トツカリモイ）・苫小牧・千歳郡島松間が開通した。翌年3月には島松から工事が再開され、6月に札幌の豊平川までが開通した。

こうして、全長180<sup>キロメートル</sup>（森・室蘭間の航路は除く）の道路が竣工し、沿道の要所には駅舎が設置された。

この大事業中、幌別郡内では明治5年5月から11月に工事が進められ、白石から移住した片倉家臣等の住民を含む、延約9万6千人が土木労働者として関わったという。また、工事中に傷病を負った作業員を対象に、幌別郡には鶯別、幌別、登別に仮病院が設けられた。

### 鉄道の敷設

北海道では、幌内炭山（現三笠市）の石炭を小樽港へ運び出すため、明治13（1880）年に手宮（現小樽市）と札幌間、明治15年には札幌と幌内間が開通し、この幌内鉄道の完成とともに石炭輸送が開始された。

明治19年には開拓使が廃止され、新たに開設された北海道庁が拓地殖民の実効をあげるため、明治21年に北有社を設立し、幌内鉄道の運輸と石炭販売を請け負い、営業をはじめた。しかし、開業以来の冬期間の鉄道運転と採炭の休止は変わらず、線路改良もほとんど実施されなかった。こうした状況を打開するため、北海道庁理事官の堀基は官を辞して、明治22年11月に採炭・炭鉱の開発と鉄道の敷設を目的とした北海道炭礦鉄道会社を設立し、幌内鉄道の払下げを受け、同年12月から年間無休で

幌内鉄道の営業を開始した。そして、夕張炭山の石炭を新たに室蘭港へ運搬するため、明治23年10月から岩見沢と室蘭間等の新線工事に着手した。

室蘭線は、苫小牧から室蘭にかけて平坦地が多い中、白老町内ではフシコベツ、市内ではランボツケ2ヶ所においてトンネル工事があり、仙台の早川組が請け負った。フシコベツ・ランボツケともに明治23年11月から掘削を開始している。ランボツケトンネルは、砂層の地質が多く支柱工事が困難を極めたが、翌24年1月19日には212<sup>メートル</sup>をわずかに2か月余りで貫通し、12月20日に完成した。フシコベツトンネルは、ランボツケトンネルと同様に地質は火山灰で、トンネル内部では毎時平均6・6トンの湧水が噴き出し、工事は苦勞を要したが、明治24年4月には606<sup>メートル</sup>を貫通し、翌25年2月に竣工した。

当時、道内にトンネル工事経験者がいない中での難工事であり、フシコベツトンネルが貫通した日には貫通式が催され、北海道炭礦鉄道会社登別出張所から和洋折衷の料理が出されたほか、早川組は競馬、角力、アイヌ民族の女性による踊りなどの余興を繰り出し、式を盛り上げた。また、多くの作業員を投入したこの工事の影響で、登別村では700（800）人も工事関係者が入り込み、人家が増加しただけでなく、旅館や食堂などが軒を並べ小市街をなしたという。

明治25年8月1日、室蘭・幌別・登別・白老・苫小牧・追分・由仁の各停車場を設置し、ついに室蘭線が開通した。この鉄道工事に伴い、早川組は中登別で鉄道工事に必要な石材を採石した。鉄道開通後は採石が絶えたが、その後明治30年になると登別石の需要が再び起こった。

また砂利採掘は、明治24年に星野多仲がタン子ヒョウカ（川上）での

砂利採掘を行い、同26年には北海道炭礦鐵道会社が直営で砂利採掘を開始し、採掘地である幌別川上流の川上から幌別停車場まで運搬鐵道を敷設し、石材・砂利ともにその後の登別市での主要な鉱業となり、鐵道開業の副次的効果の1つとなった。

参考文献

- ・北海道庁編『北海道炭礦鐵道略記』（北海道大学附属図書館蔵）
- ・日本国有鐵道北海道總局『北海道鐵道百年史』上・中・下卷 昭和51年
- ・札幌鐵道管理局『駅史』昭和59年
- ・北海道道路史調査会『北海道道路史Ⅱ技術編』平成2年
- ・登別市『市史ふるさと登別 上巻』昭和60年